

一般検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 実施計画の策定 2 検査実施通知 3 検査実施 ①報告等を求める ②出頭を求め運用状況聴取 ※ 〔 上記①、②については、記載順に実施する必要はなく、事業者側に出向き実施しても差し支えない。ただし、これは報告の徴収等であり特別検査ではないことに留意する。〕	<ul style="list-style-type: none"> ・年度始めに策定する。（実地指導の計画をもって代える） ・検査対象事業者へ検査実施の通知。 ・実地指導の通知をもって、一般検査実施の通知に代える。 ・届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制（全体）の整備・運用状況を確認。 ・①で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取。状況に応じ、改善を求める（改善報告書の提出）。
4 検査結果の報告 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・検査報告書の作成。改善勧告の内容等を検討。
5 改善勧告の実施等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。
7 改善命令の実施等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
8 特別な措置 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・（命令違反した場合）状況に応じて関係市町と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証。
9 指定取消・連座制の適用 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係市町に通知。あわせて指定事業所等の指定等取消又は、既に指定事業所等の指定等取消が行われた場合には、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。

※印は、該当する場合のみ

特別検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 報告の徴収等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業所等の指定等取消処分相当事案発覚の報告を受け、速やかに対応。
2 立入検査実施通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象事業者へ検査実施の通知（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知。）。
3 立入検査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証。 ・ 指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証。 ・ 本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である市町（以下「関係市町」という。）と連携し、他の指定事業所等への立入検査を実施。
4 検査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査報告書を作成し、検査会議により改善勧告の内容等を検討。
5 改善勧告の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。
7 改善命令の実施等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ （勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
8 連座制の適用 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命令違反した場合は、当該違反の内容を関係市町に通知。 ・ 指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係市町に他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。 なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。

※印は、該当する場合のみ